

## 納税証明書の取扱い変更のご案内

平素は、JU 東京をご利用頂き誠に有り難うございます。

平成 28 年 4 月より継続検査時の自動車税納付確認の電子化が、全都道府県で運用可能になりました。つきましては、平成 28 年 12 月より JU 東京での納税証明書の取扱いを下記のように変更させていただきます。

現行	改定後
成約書類を提出する際、AA 開催日の翌月末までに車検を迎える車両は、納税証明書を必ず添付する。	成約書類を提出する際、AA 開催日の翌月末までに車検を迎える車両は、自動車税が完納されているものとする。納税証明書が成約書類に添付されていない場合、 <u>落札店にて納税確認出来ない車両</u> については納税証明書を請求することが出来る。(必ず JU 東京を介して申し出ること) <u>JU 東京に落札店から申告時点でペナルティ 1 万円。以降 1 週間ごとに 1 万円加算。</u>
納税証明書が成約書類に添付されていない場合、落札店は車検満了日の前月から納税証明書を請求することが出来る。(必ず JU 東京を介して申し出ること) JU 東京から出品店へ請求した日より 10 日以内に JU 東京へ提出しない場合、ペナルティ 1 万円。以降 1 週間経過ごとに 1 万円加算。	納税証明書が成約書類に添付されていない場合、 <u>落札店にて納税確認出来ない車両</u> については車検満了日の前月から納税証明書を請求することが出来る。(必ず JU 東京を介して申し出ること) JU 東京から出品店へ請求した日より 10 日以内に JU 東京へ提出しない場合、ペナルティ 1 万円。以降 1 週間経過ごとに 1 万円加算。